

厚木市木造住宅耐震診断・

耐震改修工事

補助制度の御案内

わが家の「耐震診断・改修工事」をしましょう!!

地震はいつ起きても
おかしくありません!!
地震対策をしましょう!!



◇ いつどこででも起こりうる大地震による被害

日本では大地震により度重なる大きな被害に見舞われており、いつどこで大地震が発生してもおかしくない地震大国であると言えます。

現在、南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震については甚大な被害が予想され、その対策が急がれています。

◇ 18世紀以降の南関東地域の大地震の被害状況



出典：国土交通省ホームページ

◇ 大地震は、一定のリズムでほぼ同じ場所で繰り返し発生する傾向があります。

《厚木市に大きな被害を与えると予想される地震の発生周期》

東海地震 (100~150年周期)

107年	1498年 明応地震 (M8.3)
102年	1605年 慶長地震 (M7.9)
147年	1707年 宝永地震 (M8.4)
	1854年 安政東海地震 (M8.4)

150年以上経過

現在

神奈川県西部地震 (70年周期)

70年	1633年 寛永小田原地震 (M7.0)
79年	1703年 元禄地震 (M8.0)
71年	1782年 天明小田原地震 (M7.0)
70年	1853年 嘉永小田原地震 (M6.7)
90年以上経過	1923年 関東大震災 (M7.6)
現在	

◇ 忘れていませんか？

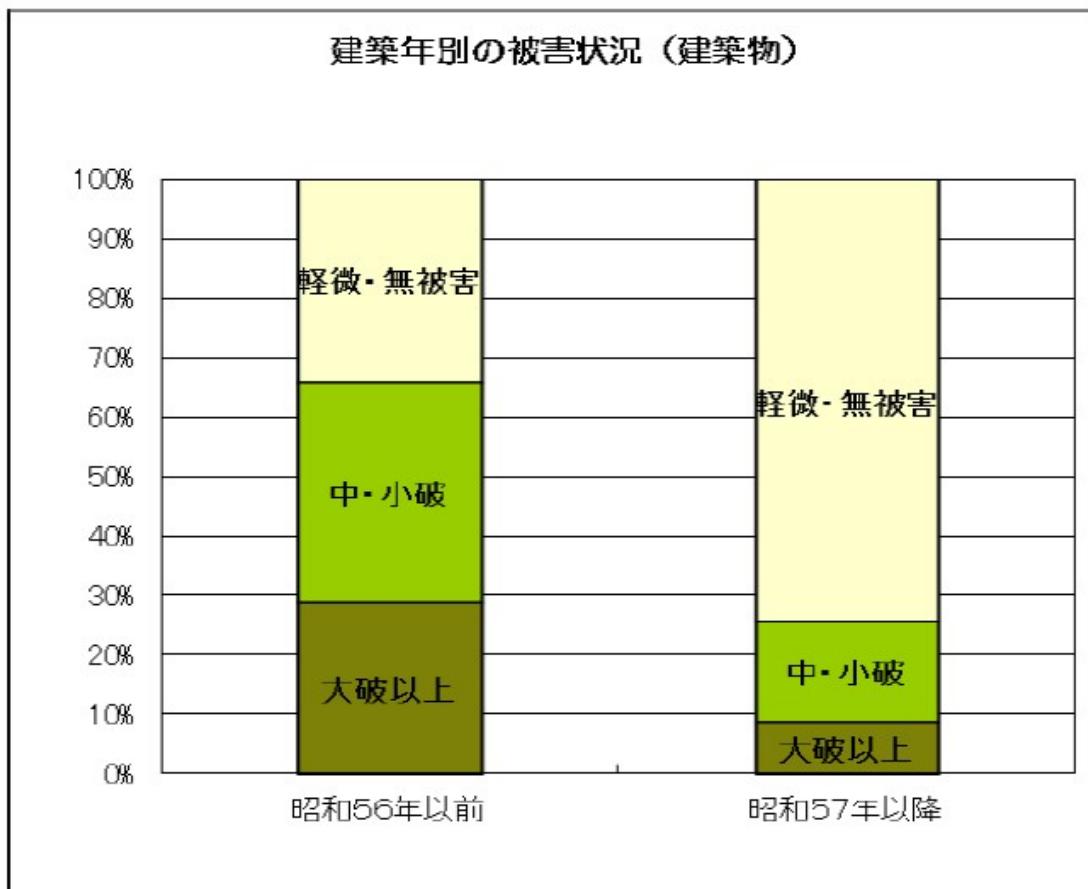
阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前に建築された建築物が数多く倒壊し、多くの方々が多大な被害を受けました。また、平成28年4月に発生した熊本地震においても同様に、昭和56年以前に建築された建築物の多くが被害を受けました。

耐震診断を行い、耐震性が不足している場合は、耐震改修を進めることにより、大地震による被害を大幅に減らすことが可能となります。

厚木市では災害に強いまちづくりを推進するため、[木造住宅の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に対して補助制度を設けています。](#)

この制度をご利用いただき、今後の皆様の防災対策に役立ててください。

◇阪神・淡路大震災による建築年別の被害状況（建築物）



凡例

- … 軽微・無被害
- … 中・小破
- … 大破以上

出典：国土交通省ホームページ

1 耐震診断補助…2012 改訂版 木造住宅の耐震診断と補強法 (一般財団法人日本建築防災協会発行)による一般診断法又は精密 診断法による診断費の補助

※申請前に、必ず当課窓口で一度事前相談をしてください。

◇ 対象建築物

- 建物用途が専用住宅、又は兼用住宅である。
- 地上2階建て以下 の在来軸組工法による木造建築物である。
- 昭和56年以前に完成した建築物である(同年6月1日以後に増築、又は改築の工事に着手した建築物については、当課窓口へ相談してください。)。
専用住宅とは →→→→ 住宅のみに使用される建築物
兼用住宅とは →→→→ 住宅の一部が店舗等として使用される建築物
- 所有者等※が申請する木造住宅。
※所有者等とは次に掲げる者をいう。
 - ア 木造住宅の所有者(個人に限る。以下「所有者」という。)
 - イ 次のいずれかに該当する者で、本申請の実施に関し、所有者の同意を得ているもの
 - (ア) 所有者の配偶者
 - (イ) 所有者の一親等の親族以下同じ。

◇ 補助額 全額(上限7万5千円)

- ※ 先着順となりますので、お早めに申込みください。
- ※ 補助金は、必ず補助金交付決定通知が発行されてから、耐震診断に着手し、完了まで行われないと交付出来ませんのでご注意ください。

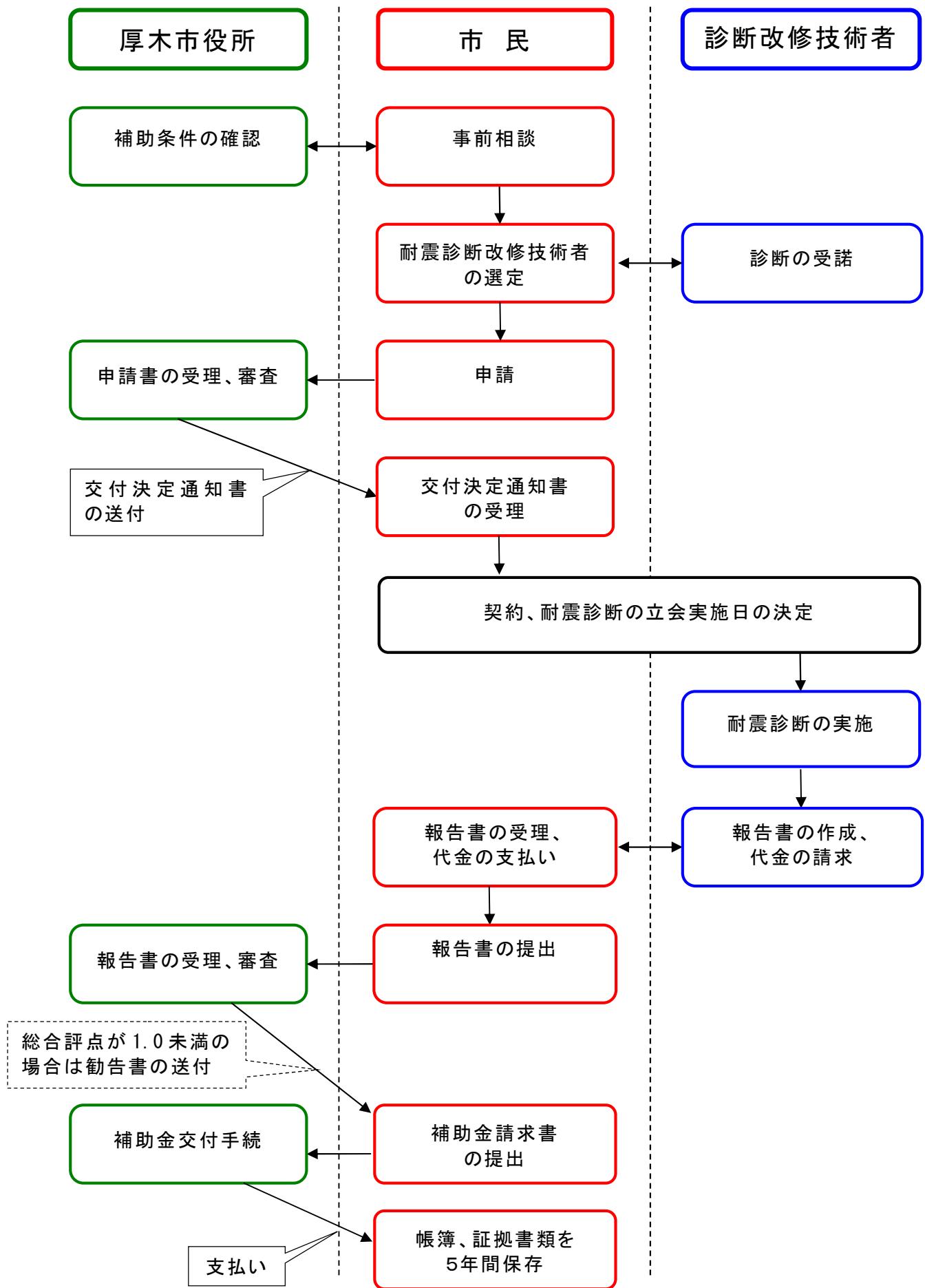
◇ 補助の申込方法

この案内の内容をよく読んでいただいた上、『木造住宅耐震診断補助金交付申請書』に必要事項を記入し、直接建築指導課窓口にお持ちください。

☆ 提出するもの

- 木造住宅耐震診断補助金交付申請書
- 案内図
- 平面図(1階・2階のそれぞれ)
- 耐震診断費計算書
- 耐震診断工程表

厚木市木造住宅耐震診断補助の流れ



2 耐震改修設計補助・・・耐震改修工事に関する補強設計の補助

※申請前に、必ず当課窓口で一度事前相談をしてください。

※先に1の耐震診断補助を受け、一般耐震診断等の総合評点が1.0未満の住宅が補助の対象となります。

- ・耐震改修設計とは、耐震改修工事のための一般耐震診断等、補強設計、工事費概算、報告書等の作成を行うことをいいます。
- ・耐震改修工事とは、耐震改修後の一般耐震診断等の総合評点が1.0以上となる工事をいいます。

◇ 対象建築物

- 建物用途が専用住宅、又は兼用住宅である。
- 地上2階建て以下の在来軸組工法による木造建築物である。
- 所有者等が申請する木造住宅。
- 昭和56年以前に完成した建築物である（計画に増築を伴うものや、建築基準法に違反しているものは除く。）。

◇ 補助額 補強設計費用等の3分の2の額(限度額9万円)

※ 補助金は、必ず補助金交付決定通知が発行されてから、耐震改修設計に着手し、完了まで行われないと交付出来ませんのでご注意ください。

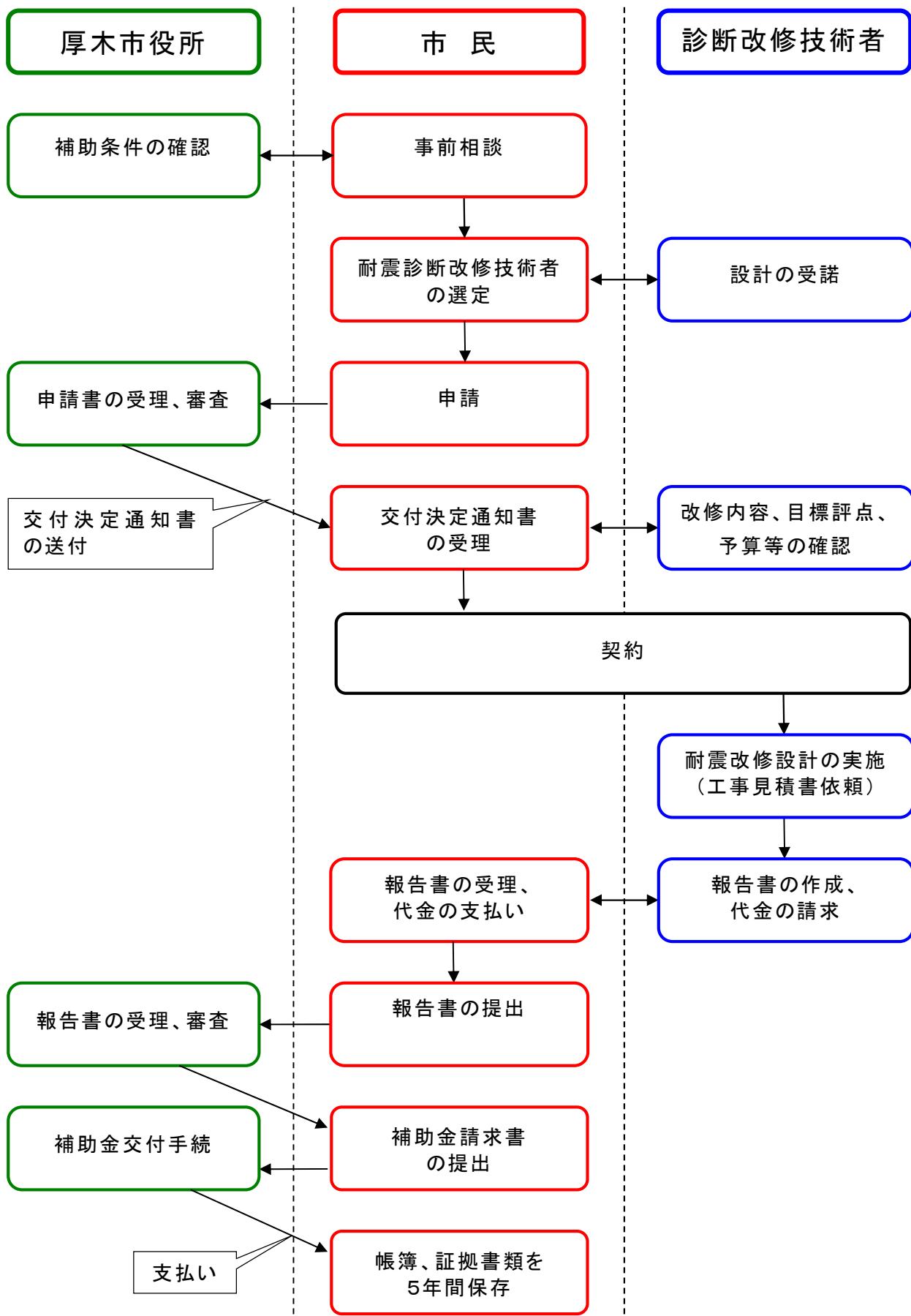
◇ 補助の申込方法

この案内の内容をよく読んでいただいた上、『木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書』に必要事項を記入し、直接建築指導課窓口にお持ちください。

☆ 提出するもの

- 木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書
- 案内図
- 耐震診断の結果の写し、又は厚木市からの勧告書の写し
- 耐震改修設計費等計算書
- 耐震改修設計工程表

厚木市木造住宅耐震改修設計補助の流れ



3 耐震改修工事補助…耐震改修工事及びそれに関わる 工事監理等の補助

※申請前に、必ず当課窓口で一度事前相談をしてください。

※先に2の耐震改修設計の補助を受けたものが補助の対象となります。

- ・耐震改修工事とは、耐震改修後の一般耐震診断等の総合評点が1.0以上となる工事をいいます。
- ・耐震改修工事監理とは、耐震改修工事のための一般耐震診断等、補強設計、現場立会い、報告書等の作成を行うことをいいます。

◇ 対象建築物

- 建物用途が専用住宅、又は兼用住宅である。
- 地上2階建て以下の在来軸組工法による木造建築物である。
- 所有者等が申請する木造住宅。
- 昭和56年以前に完成した建築物である（計画に増築を伴うものや、建築基準法に違反しているものは除く。）。

◇ 補助額 **耐震改修工事費の3分の2の額(限度額100万円)**

耐震改修工事監理費の3分の2の額(限度額6万円)

- ※ 市民税非課税世帯につきましては上限50万円加算されます。なお詳細につきましては、建築指導課で御確認ください。
- ※ 補助金は、必ず補助金交付決定通知が発行されてから、耐震改修工事に着手し、完了まで行われないと交付出来ませんのでご注意ください。

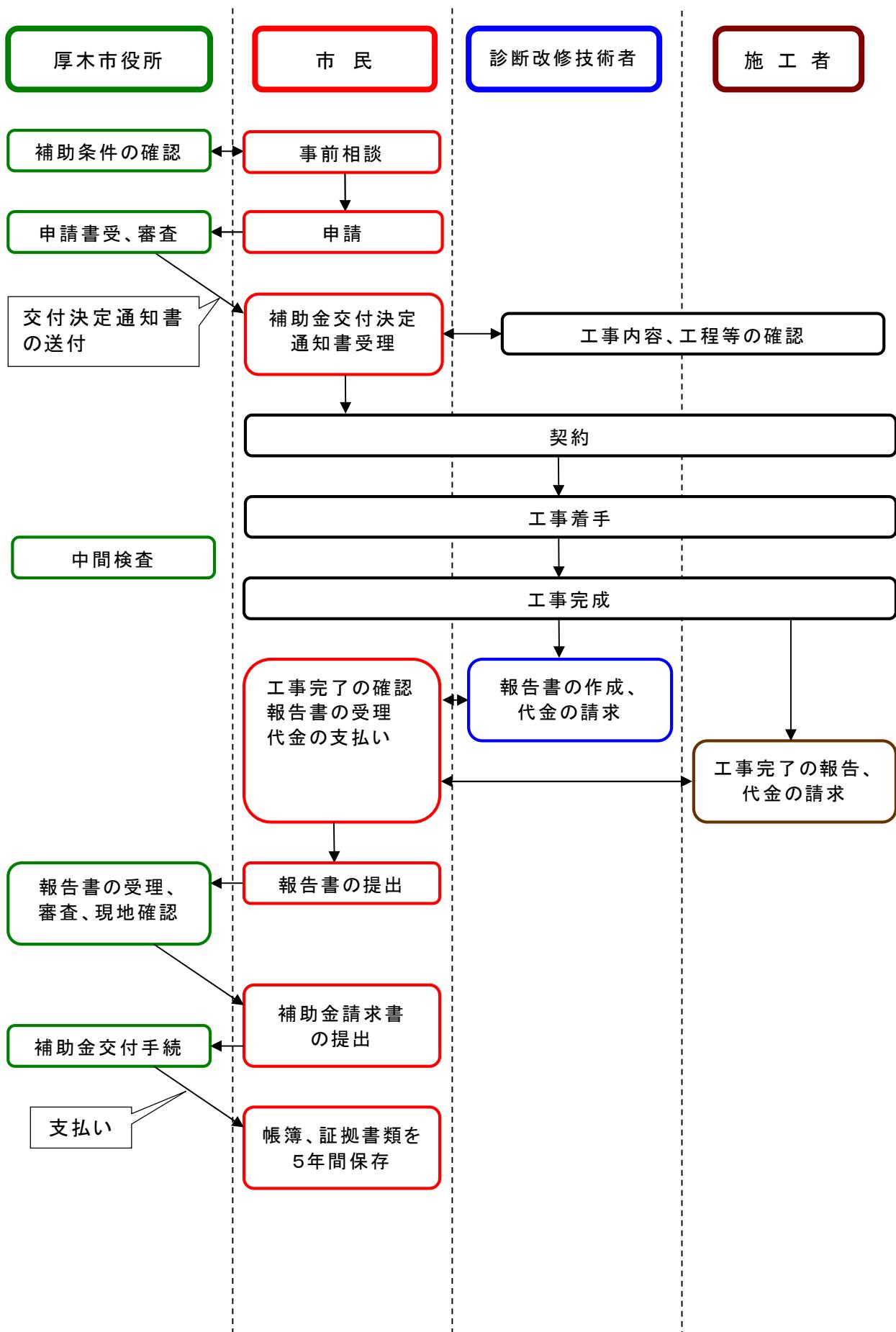
◇ 補助の申込方法

この案内の内容をよく読んでいただいた上、『木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書』に必要事項を記入し、直接建築指導課窓口にお持ちください。

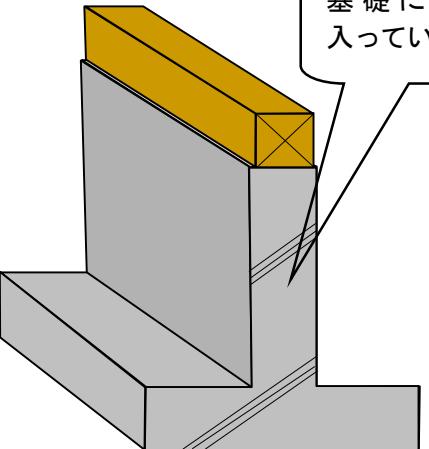
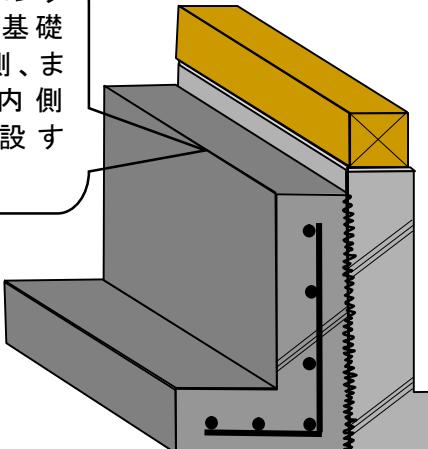
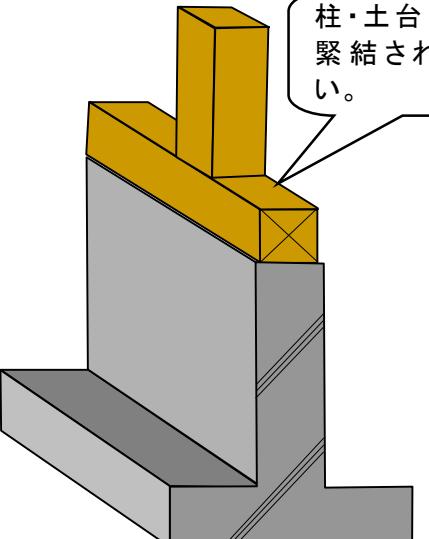
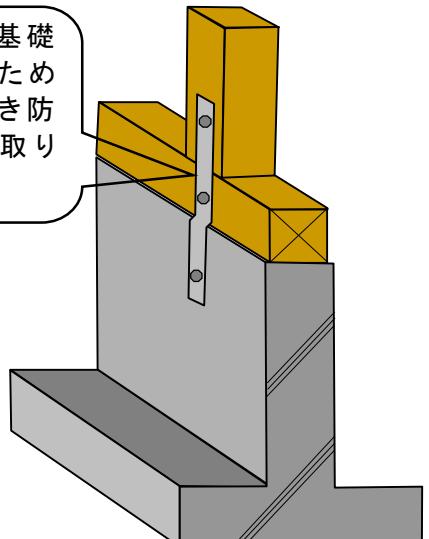
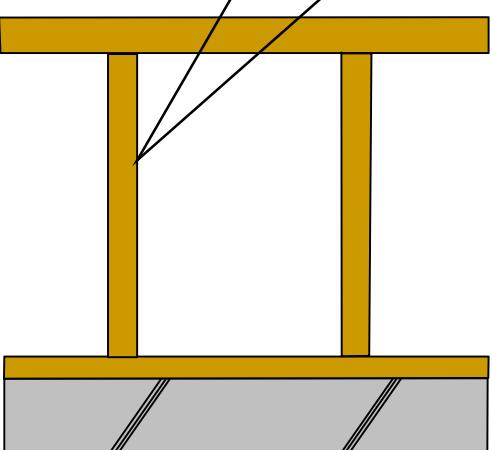
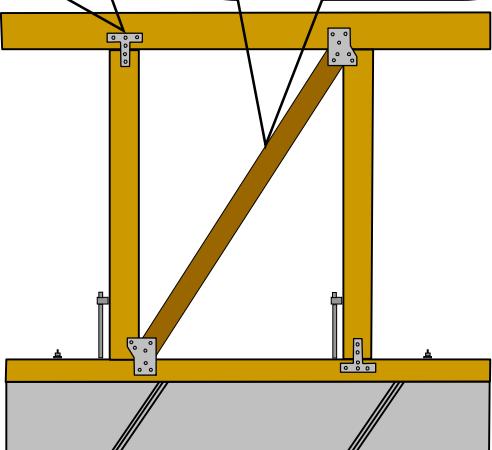
☆ 提出するもの

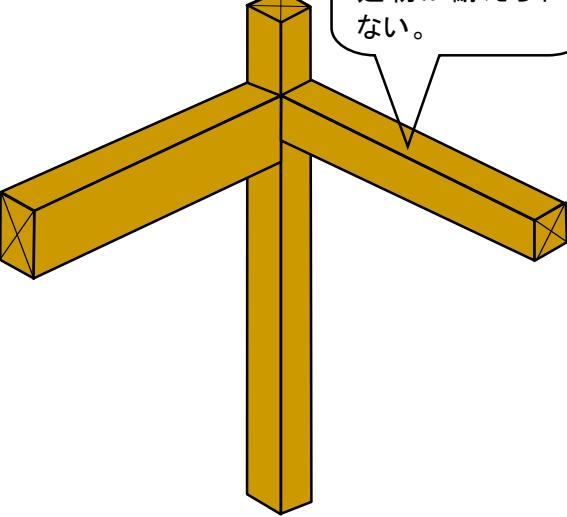
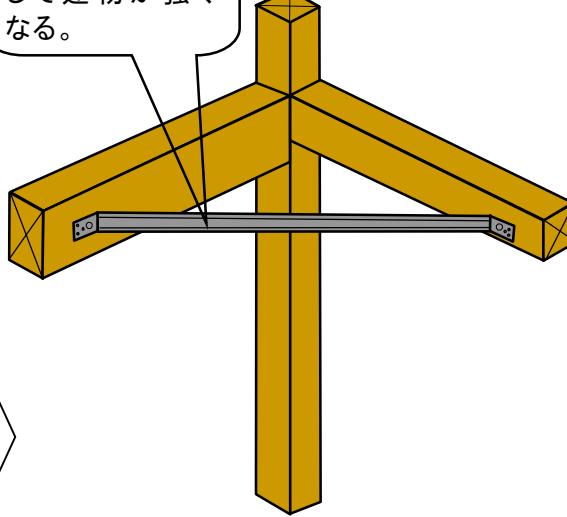
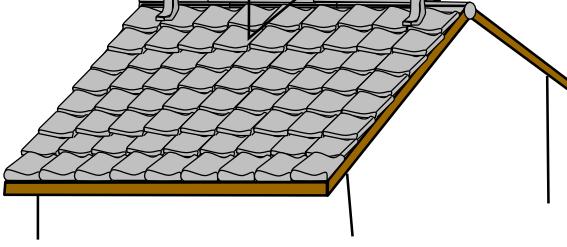
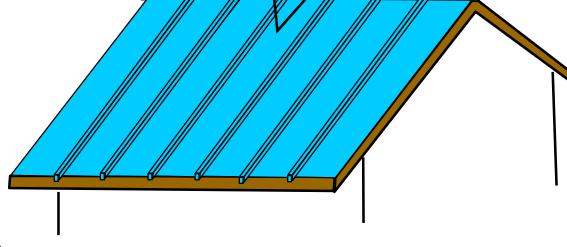
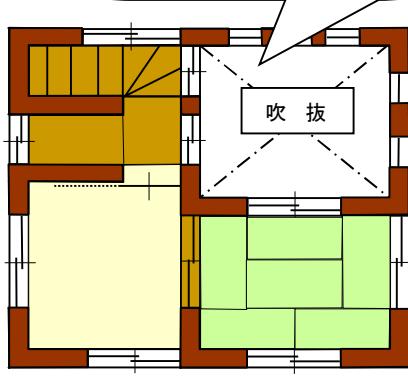
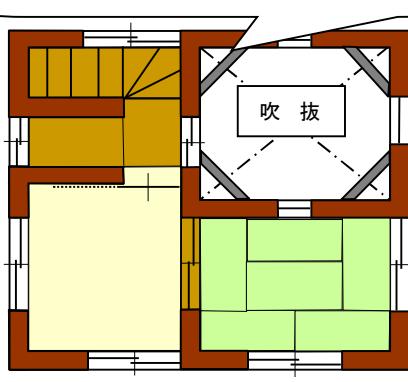
- 木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書
- 案内図
- 耐震改修後を想定した耐震診断の結果報告書
- 耐震改修部分の工事費等計算書
- 耐震改修工事工程表

厚木市木造住宅耐震改修工事補助の流れ



(耐震改修工事の参考例)

現状	改修後
 <p>基礎に鉄筋が入っていない。</p>	 <p>鉄筋コンクリート基礎を外側、または内側に新設する。</p>
 <p>柱・土台・基礎が緊結されていない。</p>	 <p>柱・土台・基礎の緊結のための柱引抜き防止金物を取り付ける。</p>
 <p>筋かいがないため、水平力に建物が耐えられない。</p>	 <p>柱と梁の補強のため、金物補強 筋かいを入れ、水平力に建物が倒れにくくなるよう補強する。</p>

現状	改修後
 <p>火打ち材がないため、水平力に建物が耐えられない。</p>	 <p>火打ち材を入れ、水平力に対して建物が強くなる。</p>
 <p>屋根が重いと大きな被害を受ける可能性が大きい。</p>	 <p>屋根を軽くすると大きな被害を受けにくくなる。</p>
 <p>吹き抜けがあるため、被害を受ける恐れがある。</p>	 <p>吹き抜け部分を火打ち材で補強することにより水平剛性が増し、被害を受けにくくなる。</p>

（関連性のある補助制度の紹介）

◇耐震改修を行うと所得税や固定資産税の控除が受けられます！

厚木市木造住宅耐震改修工事補助制度で木造住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税や固定資産税の控除が受けられます。

◎所得税の控除について詳しくは、厚木税務署にお問い合わせください。

◎固定資産税の控除について詳しくは、

厚木市役所資産税課【TEL. 225-2031】にお問い合わせください。

〒243-8511

厚木市中町3丁目17番17号

厚木市都市みらい部建築指導課

市役所第2庁舎(厚木ビジネスタワー)13F

【問合せ電話番号】046-225-2434（直通）